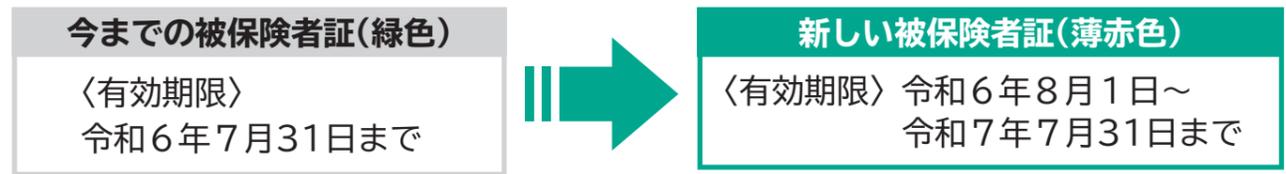


## 後期高齢者医療の被保険者証が新しくなります

令和6年8月1日から、後期高齢者医療制度の被保険者証が「薄赤色の被保険者証」に新しくなります。7月中にお届けしますので、**8月1日**以降は新しい被保険者証をお使いください。



●現在、「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」をお持ちの方へ  
 現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和6年度も住民税非課税世帯の方については、**8月1日**からの「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を新しい被保険者証と一緒にお届けします。

この認定証を提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額と入院時の食費等が減額されます。過去に交付を受けていない方については送付されませんので、世帯員全員が住民税非課税で認定が必要な方は、福祉保健課で申請をしてください。

●現在、「**限度額適用認定証**」をお持ちの方へ  
 現在交付を受けている方で、昨年度に引き続き令和6年度も現役Ⅰまたは現役Ⅱとなる方については、**8月1日**からの「**限度額適用認定証**」を新しい被保険者証と一緒にお届けします。  
 過去に交付を受けていない方についてはお届けされませんので、必要な方は「福祉保健課」で申請をしてください。

### ！必ずご確認ください！

例年、被保険者証のみを切り取り、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を切り取らずに捨てられてしまう事例が多発しています。  
 現在交付を受けている方は、被保険者証と一緒に送付されます。  
被保険者証の裏側に同封されておりますので、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

### 現行の被保険者証の発行は、令和6年12月2日から廃止されます

令和6年12月2日以降に後期高齢者医療の資格を取得する方で、マイナンバーカードを作っていない方や、マイナンバーカードを作ったものの、保険証利用登録をしていない方等については、資格取得前に「資格確認書」を交付する予定です。  
 マイナンバーカードを申請したい方は、「防災町民課(町民サービス係)」で申請をしてください。  
 なお、令和6年12月時点でお手元にある被保険者証は、令和7年7月31日まで使用可能となります。

### 後期高齢者医療の保険料決定額通知が7月中に届きます

令和6年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。保険料のお支払い方法は、

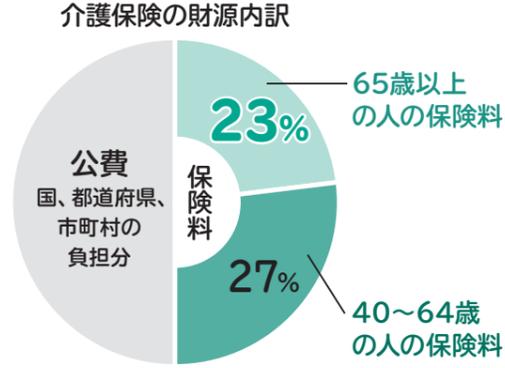
- ・特別徴収(年金からの天引きによる納付)
- ・普通徴収(口座振替または納付書での納付)

となります。特別徴収の対象とならない方の保険料は、口座振替または納付書で納めていただくこととなっておりますが、納め忘れがなく、納付の手間が省ける、便利で安心な口座振替がおすすめです。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608

## 65歳以上の皆さんへ 令和6年度 介護保険料のお知らせ

介護保険料は、3年ごとに策定される町の「介護保険事業計画」に基づき、高齢者の人数や要支援・要介護認定者数、介護サービスの利用状況等を見込んで算定しています。  
 八峰町では第9期介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)を策定し、保険料の基準年額を前回から据え置いて81,600円にすることに決定しました。  
 また、所得に応じた負担額となるよう、所得段階を4段階増やして13段階にしたほか、納付書による納付(普通徴収)の納期を年6期(7月～12月)から年8期(7月～翌年2月)に変更しました。



### 保険料は13段階

介護保険料は、本人の所得や住民税の課税状況、世帯の住民税課税状況によって13段階に分かれます。7月中旬頃、今年度の介護保険料額決定額通知書を発送する予定ですので内容のご確認をお願いします。

所得段階	世帯住民税課税非課税区分	対象者	保険料率	年額保険料	令和5年度まで
第1段階	非課税	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者、または本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.285	23,250	24,480
第2段階	非課税	本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超～120万円以下	基準額×0.485	39,570	40,800
第3段階	非課税	本人の課税年金収入+合計所得金額が課税年金収入等が120万円超	基準額×0.685	55,890	57,120
第4段階	課税	本人住民税非課税者 本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円以下	基準額×0.9	73,440	73,440
第5段階	課税	本人住民税非課税者かつ 本人の課税年金収入+合計所得金額が80万円超	<b>基準額</b>	81,600	81,600
第6段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	97,920	97,920
第7段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	106,080	106,080
第8段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	122,400	122,400
第9段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	138,720	138,720
第10段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	155,040	
第11段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	171,360	
第12段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	187,680	
第13段階	課税	本人住民税課税者かつ 本人の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	195,840	

※保険料軽減強化により、第1～3段階の保険料率が低くなっています。

### 介護保険料の「基準額」算定方法について

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。

$$\text{基準額(年額)} = \text{市町村で介護保険サービスに係る費用} \times \text{65歳以上の人の負担割合(23\%)} \div \text{市町村の65歳以上の人数}$$

※介護保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

■問合せ先 福祉保健課 保険年金福祉係 ☎76-4608